

東京医療保健大学メディテーションセンター規程

(趣旨)

第1条 本学の建学の精神・教育理念に基づき、医療・健康・保健面における「生命倫理観、生死観」に対する実践的理解及び「メンタルケア」の技術力向上を図るとともに、実践を重視した教育研究の充実発展を図るため、「東京医療保健大学メディテーションセンター(以下「メディテーションセンター」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 メディテーションセンターは次の業務を行う。

- (1) 医療・健康・保健面における「生命倫理観、生死観」に対する実践的理解及び「メンタルケア」の技術力向上に関すること。
- (2) 「メンタルケア」としての「カウンセリング」に関すること。
- (3) 「メディテーション」に係る講演会等の企画・実施及び普及に関すること。
- (4) 「メディテーション」に係る実践的な教育研究に関すること。
- (5) その他、「メディテーション」及び「カウンセリング」の推進に関すること。

(構成員)

第3条 メディテーションセンターの構成員は次のとおりとする。

- (1) 本学関係者
副学長、大学経営会議において任命する教員。
大学経営会議室長、事務局長、総務人事部長、学生支援センター長。
 - (2) 大学経営会議において任命する客員教授等。
 - (3) その他、学長が必要と認める者。
- 2 メディテーションセンター長は大学経営会議において任命する副学長をもって充てる。
 - 3 メディテーションセンターに副センター長を置くこととし、センター長が指名する者をもって充てる。

(設置場所)

第4条 メディテーションセンターは、一般財団法人不二学道会の解散に伴い本学が寄附を受ける不二禅堂(台東区浅草橋3-21-7)に置くこととする。

- 2 不二禅堂の利用に関する事項については、別途定める。

(組織)

第5条 メディテーションセンターには「メディテーション実践部門」「カウンセリング部門」及び「研究部門」を置く。

- 2 各部門の運営等については、別途定める。

(事務局)

第6条 メディテーションセンターに関する事務は学生支援センターが担当する。

(その他)

第7条 この規程に定めるほか、メディテーションセンターに関することについては、別途定める。

(附則)

本規程は平成25年7月17日から施行する。